

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27			
1	福祉課	民生児童委員協議会連合会運営補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するための協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	協議会運営費と研修費用を補助。運営補助については市に対して県からの補助金あり。	1,698	1,698	1,698	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	1,698
2	福祉課	地区民生委員協議会活動推進費補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するため、地区協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	地区協議会活動に対する補助。全額、市に対して県からの補助金あり。	2,208	2,208	2,207	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,208
3	福祉課	丸亀ボランティアネットワーク補助金	特定非営利活動法人 丸亀ボランティア協議会	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内のボランティア協議会等が、お互いの主体性を尊重しながら幅広い交流や情報交換等を行うことにより、市内におけるボランティア活動の促進や連携を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としていたもの。交付先団体の解散により廃止。	291	0	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
4	福祉課	丸亀地区保護司会補助金	丸亀地区保護司会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀地区保護司会を運営し、同会の諸事業を実施することにより保護司の円滑な活動を実現することを目的とする。	団体の運営・研修費用に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	625	625	625	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	625

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
5	福祉課	讃岐修斉会 補助金	更正保護法 人 讃岐修斉 会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	犯罪をした者が善良 な社会の一員として 更生することを助け、 もって個人及び公共 の福祉の増進に寄与 することを目的とす る。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。県 内他市町の補助あ り。	156	156	156	(1)継続 するもの	ウ 他市町と の協議等に より、市の負 担が決定して いる事業等	156
6	福祉課	香川県原爆 被害者の会 丸亀支部補 助金	香川県原爆 被害者の会 丸亀支部	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	被害者援護法の趣旨 を実現を目指し、香川 県原爆被害者の会員 相互の融和と親睦、 治療生活の向上を図 る。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	70	70	68	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	68
7	福祉課	傷痍軍人会 補助金	香川県傷痍 軍人会丸亀 支部	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	香川県傷痍軍人会丸 亀支部の活動を円滑 に進めることにより戦 傷病者と家族へ安心 と希望を与えることを 目的とする。	団体が平成25年度 解散したため補助金 を廃止する。	120	0	0	(2)原則 として廃 止するもの	イ 補助目的 が達成され た事業等	0
8	福祉課	讃岐修斉会 連絡協議会 補助金	更生保護法 人 讃岐修斉 会連絡協議 会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	更生保護に関する事 業の普及啓発による 青少年の健全育成と 再犯防止	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	190	190	190	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	190

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H28年度 要求額 (千円)	
									H25	H26	H27			説明
9	福祉課	丸亀市社会福祉協議会運営等補助金	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域福祉活動、ボランティア事業、在宅福祉サービス事業、困窮世帯等に対する支援事業等の推進による福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。	法人運営部門及び事業運営部門の人員費を補助している。	75,821	72,788	69,584	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	67,100
10	福祉課	遺族会運営補助金	丸亀市遺族連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	戦没者の英霊顕彰及び戦争犠牲者の遺族の福祉の向上を図る	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	268	268	268	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	268
11	福祉課	臨時福祉給付金	平成28年度分市民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H26	平成26年4月からの消費税引上げに際し、低所得者への影響の緩和を図る	平成28年度分市民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)1人につき3千円を支給。また、対象者のうち、障害基礎年金・遺族基礎年金受給者(年金生活者等臨時福祉給付金を受給したものを除く)に3万円を加算して支給。	—	216,275	110,316	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	111,000

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
12	福祉課	地域ネットワーク「そら」補助金	特定非営利活動法人 地域生活支援ネットワーク 風	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	身体障がい・知的障がいなど様々な障がいを持つ人々が地域でともに活動する機会やネットワークを維持することにより、以下の実現を図る。①障がい児・者・発達障がい児が将来の自立生活のために様々な生活スキルを習得する。②障がいを持っている子供を持つ親たちが親睦を深めることにより障がいを持つ子供達の活動を充実させる。	障がい児スキルアップ教室活動に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助していたもの。交付先団体の解散により廃止。	66	0	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
13	福祉課	精神障害者 家族会助成 金	精神障害者 家族会 コス モス会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	精神障がい者の家族 が連帯し心を病んだ 者と共に歩める家族 となることにより、精 神障害者と家族の安 定を図ることを目的と する。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。他 市町の補助あり。	17	17	17	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	17
			丸亀広域家 族会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	精神障がい者の家族 相互の連携を密にし、 精神保健に関する正 しい理解の普及と病 気に対する差別・偏 見の除去に努めるこ とにより、障がい者と 家族の社会福祉の増 進に寄与する。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。現 在休会しているた め、補助を休止して いる。	0	0	0	(3)休止 又は減額 するもの	オ 短期的又 は中長期的 な事業等で あって、適切 な終期又は 更新時期の 設定がされて いないもの	0
14	福祉課	身体障害者 福祉団体補 助金	丸亀手話 サークル亀 の子会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	手話の学習をととし て聴覚障がい者問題 の理解を促す聴覚障 がい者運動に協力す ることにより聴覚障 がい者と健聴者との交 流を深め、ともに手 をつないで全ての人々 が住みやすい社会の 実現をめざす。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	28	28	28	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	28

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
15	福祉課	親子の集い 事業補助金	丸亀市心身 障害児(者)育 成会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	特別支援学級で学ぶ 市内の小学校児童及 び中学校生徒たちが 交流することで、学校 における日常生活に 対する基本的な訓練 の成果を確認すると 共に、同じ障がいをも つ者たちが集団生活 を体験することによっ て、お互いに意志の 疎通が可能となり、交 流の場を通じて社会 性やルールづくりを身 につけ自主性を育て、 将来社会人として 必要な資質の向上を 図ることを目的として いる。	「親子の集い事業」 に対する補助であ り、市の予算の範囲 内での補助としてい る。	49	49	49	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	49

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27			
16	福祉課	知的障害者 援護施設等 建設資金償 還補助金	社会福祉法 人 塩屋福祉 会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H15	心身障がい者福祉施設 の円滑な運営を図 る。	社会福祉法人が独立 行政法人福祉医療 機構法(平成14年 法律第166号)第12 条の規定により融資 を受けた資金につい て予算の範囲内で 利子補給金を交付 する。	111	98	85	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	72
			社会福祉法 人 うぶすな 会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H12	同上	同上	150	120	90	(2)原則 として廃 止するもの	イ 補助目的 が達成され た事業等	0
17	福祉課	身体障害者 団体補助金	丸亀市身体 障害者福祉 連合協会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	本会は、身体障がい 者の自立更生の援助 並びに会員相互の親 睦に務め、もって生活 の安定に寄与し福祉 の増進を図ることを 目的とする。	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	500	500	500	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを 目的として実施 する補助金 等交付事業	500

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
18	福祉課	心身障害者小規模通所作業所運営等補助金	飯山町をつなぐ育成会小規模作業所さざんか	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	個別給付(生活介護、就労継続支援等)や地域活動支援センターなどの障害者総合支援法に基づくサービスへ直ちに移行できない小規模作業所が円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。	丸亀市障害者(児)小規模通所作業所運営補助金交付要綱に基づき補助している。常勤職員を2人以上配置している作業所は月額40万円×12月	4,800	4,800	4,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,800
19	福祉課	救護施設建設資金償還補助金	社会福祉法人 萬象園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H14	社会福祉法に基づき、福祉サービスの利用者の保護及び地域における社会福祉の推進を図る	社会福祉法人の保護施設整備事業の利子補給。年2%以内の利率	91	78	65	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	52
20	福祉課	災害援護資金償還補助金	災害援護資金償還利子支払者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H16	借受人の負担軽減を図ることを目的とする	償還利子の額とその年利率を1.5%として、いずれか低い額	2	5	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
21	福祉課	中国・四国地区救護施設研究協議大会運営補助金	第46回中国・四国地区救護施設研究協議大会 香川大会開催事務局	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H27	中国・四国地区救護施設研究協議大会の運営を補助することを目的とする。	H27年度のみ補助。大会の運営経費の一部を10万円限度として補助	—	—	100	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
22	福祉課	理解促進研修・啓発事業補助金	丸亀市身体障害者福祉連合協会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H26	視覚障がい者に関する絵本を作成し、広く配布する事で、障がいに対する理解・啓発を行う。	H26年度のみ補助。視覚障がい者に関する絵本を作成し、小学校・保育所・幼稚園や各種機関等に配布する事で障がいへの理解を深めてもらう。	—	150	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
23	福祉課	障害者支援施設整備費補助金	社会福祉法人うぶすな会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H28	在宅で生活する事が難しい障がい者が安心して暮らせる環境づくりを目的とする。	障害者支援施設の移転に伴う施設整備補助	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	30,000
24	福祉課	年金生活者等臨時福祉給付金	平成27年度分市民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)の内、平成28年度中に65歳以上となるもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H28	一億総活躍社会の実現に向け、賃金上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援を目的とする。	平成27年度分市民税(均等割)が非課税の者(但し、扶養者が課税される場合、生活保護の被保護者は除く。)の内、昭和27年4月1日以前に生まれた者一人につき3万円を支給。	—	—	—	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	360,000

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27	説明		
25	高齢者支援課	シルバー人材センター補助金	公益社団法人丸亀市シルバー人材センター	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「自主・自立・共働・共助」の基本理念の下、高齢者の方々の就業の場を提供することにより、働きがい・生きがいを与え、活力ある高齢社会の実現に役割を果たすことを目的とする。	国の示す事業執行方針に基づき、運営費補助単価限度額の規定により、予算の範囲内で補助する。	8,700	8,880	8,840	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,900
26	高齢者支援課	老人クラブ連合会運営補助金	丸亀市老人クラブ連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	老人福祉法の理念に基づき、老人クラブ育成指導と連絡調整を図り、老人クラブの組織的活動を促進し、地域高齢者の福祉及び健康の増進を図り、生きがい活動に資することを目的とする。	クラブ数、会員数、活動内容をもとに補助金額を決定し、予算の範囲内で補助する。	9,462	9,392	9,392	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,388
27	高齢者支援課	老人福祉施設等建設資金償還補助金	社会福祉法人 禱友会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H8	社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の負担を軽減し、老人福祉施設の整備を推進する。	老人福祉施設整備に伴い、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金の元金及び利子を償還した場合、予算の範囲内で当該利子に対する利子補給をする。	1,872	1,404	936	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	481

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27	説明		
28	高齢者支援課	社会福祉法人助成措置補助金	生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業を行う社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超える者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H12	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が、低所得で特に生計が困難である利用者の負担を軽減する場合に、軽減措置を行った法人に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。	生計困難者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等のうち、その軽減額が一定割合を超えた部分の1/2を補助する。	140	223	173	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	395
29	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金	(1)離島に住所を有する要介護者等で通所・短期入所を利用する際に航路費を負担する者(2前号に規定する者に通所・短期入所サービスを提供している事業者であって、航路費を負担する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域における高齢者の通所サービス及び短期入所サービス等の利用に要する航路費の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	離島に住所を有する要介護者及び要支援者が島外の通所・短期入所サービスを利用する際の往復航路費(海上タクシー等を除く。)を月4回を限度として補助する。	75	257	216	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	220

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
30	高齢者 支援課	離島介護 サービス確保 対策補助金 (離島ホーム ヘルパー養 成事業補助 金)	離島住民で あって、介護 職員初任者 研修課程を 受講する者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H19	介護サービスの確保 が困難な離島地域 において、介護に従 事する人材の育成に 資するため、離島住 民の介護職員初任者 研修課程の受講に要 する費用の一部を補 助することにより離 島地域における介護 サービスの充実を図 るもの。	・離島住民が島外で 受講する初任者研 修に係る受講料の 全額 及び ・60日を限度として 自宅から教習機関 又は実習先へ通学 した場合の公共交 通機関の利用料の 半額 を補助する。	0	0	0	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義務 的である事 業等	260
31	高齢者 支援課	介護サービス 事業所航路 費等補助金	指定居宅 サービス事業 者、指定居宅 介護支援事 業者又は指 定介護予防 サービス事業 者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H22	介護サービスの確保 が困難な離島地域の 利用者の居宅を訪問 し、介護サービスを提 供する事業者に対し 、航路費等に相当する 額を予算の範囲内で 交付することにより 、離島での多様な介護 サービス事業者の参 入を促進し、安定的な 介護サービス提供体 制の確保を図るもの。	離島において居住 する要介護者及び 要支援者に対して訪 問介護等の介護 サービスを提供する 事業者等が、離島で 介護サービスを提供 する際に掛かる航路 費等に相当する費 用を補助する。	2,514	2,220	2,003	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	2,840

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
32	高齢者支援課	介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金	(1)介護施設等の基盤整備を行う事業者 (2)既存施設等のスプリンクラー等整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H25	介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を促進するもの。	(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の施設等整備に必要な工事費 1施設 上限500万円  (2)既存の認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備に必要な工事費 1㎡当たり 9千円の単価により算出した額	1,785	0	0	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0
33	高齢者支援課	高齢者居場所づくり事業補助金	高齢者の居場所づくりを行う団体	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H24	一人暮らし高齢者等の外出のきっかけやコミュニケーションの場となる居場所づくりを推進し、一人暮らし高齢者等が社会との接点をなくして孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち元気に暮らせる体制づくりを行うもの。	高齢者の常設型居場所を整備するために必要となる軽微な建物の改修や備品の購入等居場所を運営するために要する経費に対して1箇所60万円を上限として補助する。	600	0	0	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
34	高齢者 支援課	地域介護・福 祉空間整備 推進補助金	介護施設等 の整備を行う 事業者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	イ 短期 的なもの	H26	市が作成する整備計 画に基づく地域にお ける公的介護施設等 の施設及び設備等の 整備を実施する事業 者に対し、当該事業 の実施に要する経費 の一部に充てるた め、予算の範囲内で 補助金を交付し、整 備を推進するもの。	(1)定期巡回・随時対 応型訪問介護看護 事業所の開設経費 1施設 上限1,000万 円  (2)特別養護老人 ホームの開設経費 1床当たり600千円 の単価により算出 した額	—	51,731	0	(3)休止 又は減額 するもの	オ 短期的又 は中長期的 な事業等 であって、適切 な終期又は 更新時期の 設定がされて いないもの	0
35	高齢者 支援課	地域介護・福 祉空間整備 等補助金	介護施設等 の整備を行う 事業者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	イ 短期 的なもの	H26	市が作成する整備計 画に基づく地域にお ける公的介護施設等 の施設及び設備等の 整備を実施する事業 者に対し、当該事業 の実施に要する経費 の一部に充てるた め、予算の範囲内で 補助金を交付し、整 備を推進するもの。	(1)既存施設(1,000㎡ 以上)のスプリンク ラー整備に必要な工 事費 1㎡当たり 17.5千円 の単価により算出 した額  (2)既存施設(1,000㎡ 未満)のスプリンク ラー整備に必要な工 事費 1㎡当たり 9,620円 の単価により算出 した額	—	49,453	19,915	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	0

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
36	高齢者支援課	成年後見センター補助金	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	成年後見制度の需要増に対応し、判断能力が不十分な高齢者、障がい者等が権利擁護・福祉に関する制度、サービスを適切に利用できるよう支援を図るもの	成年後見センター業務に従事する職員の人件費等補助	—	—	4,300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,085
37	健康課	母子愛育班運営補助金	丸亀市母子愛育班連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域の人々が孤立化しないように声かけ、見守りを中心に活動し、行政とのパイプ役も担っている当該協議会を支援することにより、少子高齢化に伴う核家族化が進展する社会の問題減少を図る。	母子愛育思想の啓発普及、愛育班組織の育成指導と連絡調整、研究会及び研修会の開催、地域社会との連帯など、目的達成のための事業運営補助	1,274	1,274	1,274	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,274
38	健康課	特定不妊治療補助金	特定不妊治療以外に妊娠の見込みが少ない夫婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	保険適用されない特定不妊治療をしている夫婦への経済的支援により、治療の継続が図れ、妊娠の可能性が期待できることで少子化問題の軽減を図る。	1回の治療につき10万円まで。1年度当たり20万円を限度に通算5年間。平成28年度より通算6回まで(10万円/回)、助成対象年齢43歳未満となる。(平成26・27年度移行措置有)	9,050	8,446	10,723	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,000

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
39	健康課	地域医療協力費	一般社団法人 丸亀市医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民の健康管理及び健康維持、医療知識の普及啓蒙をすることにより、市民の健康増進及び健康管理が期待できる。また、初期救急体制等の強化のためにも有効である。	各種予防接種、各種検診、健康教育、初期救急医療等を行う医師会への運営補助	4,450	4,450	4,450	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,450
			一般社団法人 綾歌地区医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H24	同上	同上	1,050	1,050	1,050	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,050
			丸亀市歯科医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	口腔内疾患の予防・早期治療によって、健康な口腔状態を長く維持することにより、歯科だけでなく、全体の医療費抑制に繋がる。	各種検診、歯科健康相談、口腔衛生指導等を行う歯科医師会への運営補助	900	900	900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900
			一般社団法人 丸亀市薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の保健衛生向上のため、安全で有効な医薬品を適切な指導に基づき供給を行い医薬分業の推進を行う。住民のかかりつけの保険薬局を育成する。	会員の資質向上のための教育研修、医薬品備蓄、医薬品情報を収集し提供及び活用、丸亀市医師会と協賛して3歳児健康診査等を行う薬剤師会運営補助。	68	68	68	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	68

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		
	健康課	地域医療協力費	綾歌郡薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	同上	同上	13	13	13	(1)継続するもの オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	13
40	健康課	准看護学院運営補助金	社団法人丸亀市医師会附属准看護学院	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	医師・看護師の確保が県内医療機関における喫緊の課題である中、准看護師を養成することにより、地域・救急医療の充実、看護師確保を図るもの。	准看護師を養成する准看護学院(修業年限2年)運営補助	700	700	700	(1)継続するもの オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
41	健康課	看護師等養成所施設整備費補助金	丸亀市医師会附属准看護学院施設整備補助金	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H27	老朽化による丸亀市医師会附属准看護学院の建替え整備に対する施設整備に対し補助するもの。	県が定める看護師等養成所施設整備補助金の基準額を基に、県の負担額の半分を補助(基準額の1/12)	—	—	6,976	(2)原則として廃止するもの オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0
42	健康課	離島妊婦健康診査等支援事業補助金	離島に住所を有する妊婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産婦人科医療施設のない離島妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図るため	妊婦健診及び出産の際に負担する航路費の一部助成	—	—	11	(1)継続するもの オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	15

補助金チェックシート 健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
43	保険課	人間ドック助成補助金	人間ドック受診者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	被保険者に対して、人間ドック診査料の一部を助成することにより、受診を促進し病気の発生予防、早期発見による重症化の防止等を図る。	人間ドック診査料の一部助成 1日(1万円) 1泊2日(1万5千円)	—	—	5,370	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	15,000